

一般社団法人
えひめICTチャレンジド事業組合
定款

平成26年7月23日 作成

一般社団法人えひめICTチャレンジド事業組合 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人えひめICTチャレンジド事業組合と称する。

2 この法人の略称は、e-ICAと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、愛媛県で暮らす障がいのある人たちが、ICT及び関連する諸技術を活用して社会の向上発展に参加するために、障がい者を支える団体と個人が連携して彼らの活躍の場を確保し、もって公益の増進に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 ICT関連業務の共同受注事業
- 2 障がい者への業務発注の促進事業
- 3 障がい者及び社員間の交流と研修事業
- 4 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の目的に賛同し、入社した個人及び団体を社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、既存の社員2名以上の推薦を受けて申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会にお

いて別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき。
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を、催告してもなお半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

2 この法人は、社員が前2条及び本条に該当することでその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員又は監事は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の過半数の社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とし、副代表理事を若干名置くことができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にあるものを含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 監事は、この法人の理事及び職員を兼ねることができない。

5 団体が役員として選出されたときは、その団体の代表者が任にあたる。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事が事故その他の事情により職務を執行できない場合には代表理事の職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができ、社員に報告を必要とすると判断したときには、臨時社員総会の招集を代表理事に請求することができる。

(役員任期)

第23条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員として選任された理事の任期は、在任の理事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が招集し、副代表理事がいないときは各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 31 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告、定款及び社員名簿を主たる事務所に 5 年間備え置く。

(剰余金の不分配)

第 33 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 35 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が解散をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 37 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- 2 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
川崎 壽洋	愛媛県松山市古川南 3 丁目 7 番 21 号
金村 厚司	愛媛県松山市紅葉町 3 番 45 号
二神 重則	愛媛県松山市平井町甲 2169 番地 43
三好 大助	愛媛県松山市和泉南 5 丁目 3 番 3 号

3 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 川崎壽洋、三好大助、二神重則

設立時代表理事 川崎壽洋

設立時監事 金村厚司

4 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人えひめ I C T チャレンジド事業組合の設立のため、設立時社員川崎壽洋外 3 名の定款作成代理人である行政書士佐野透は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 26 年 7 月 23 日

設立時社員

川崎 壽洋

金村 厚司

二神 重則

三好 大助

定款作成代理人

氏 名 佐野 透

住 所 愛媛県松山市御幸 2 丁目 3 番 40 号 106 号